

厚岸町規則第30号

厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町職員の給与の支給に関する規則（平成22年厚岸町規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（扶養手当の支給）

第5条 新たに条例第7条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届（別記様式第2号）により、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の「新たに条例第7条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員」は次に掲げる職員又は次に掲げる職員に相当するものとして町長が別に定める職員とする。

(1) 新たに職員になった者又は新たに条例第7条の規定の適用の対象となった者で扶養親族があるもの

(2) 前項の規定による届出に係る扶養親族がない職員で新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者があるもの

3 第1項の「扶養の事実等に変更があった場合」は次に掲げる場合又は次に掲げる場合に相当するものとして町長が別に定める場合とする。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの全部又は一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- 4 第1項の規定にかかわらず、町長において扶養の事実等を認定することができる場合として次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合には、同項の規定による届出を要しない。
- (1) 扶養手当を受けている職員が離職し、若しくは死亡した場合又は条例第7条の規定の適用の対象から除外される職員となった場合
- (2) 扶養親族たる子又は条例第7条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日（満22歳の誕生日の前日をいう。）以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間（満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。以下この号において同じ。）にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- (4) 第9項の規定の適用を受ける職員が引き続き給料表の適用を受けることとなる場合
- 5 町長は、第1項の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例第7条第2項に規定する要件を備えているかどうかを確かめて認定しなければならない。前項に規定する場合においても、同様とする。
- 6 条例第7条第2項に規定する主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。
- (1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- (3) 重度心身障害者にあつては前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者
- 7 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。
- 8 町長は、前6項の認定を行うに当たって必要と認めるときは、扶養の事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

- 9 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第7条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（扶養手当を受けている職員で離職の日又はその翌日（当該翌日が町の休日（厚岸町の休日を定める条例（平成3年厚岸町条例第28号）第1条に規定する町の休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い町の休日でない日を含む。）に引き続き給料表の適用を受けることとなる職員（当該適用の時点で、条例第7条第1項の職員たる要件を具備している職員に限る。）が当該離職のみを理由として、条例第7条第1項の職員たる要件を欠くに至る場合にあっては、当該職員が給料表の適用を受けることとなった日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 10 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 11 職員の扶養親族として認定されている者が、遡及して第6項各号に該当することとなったために扶養親族たる要件を欠くに至る場合の、第9項の「要件を欠くに至った日」及び前項の「事実の生じた日」とは、職員又は当該扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至る事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（年金の額を遡及して改定する旨の通知を同居の家族が受領した日等を含む。）をいう。
- 12 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が第1項の規定による届出を行うことができないと認められる期間は、第9項ただし書（第10項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の「15日」の期間に含まれないものとする。
- 13 第9項ただし書の「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をいう。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあるため届出書類の送達に時日を要する場合にあっては、職員が届出書類を実際に発送した日を「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。

- 14 職員が虚偽の申請をし、又は資格喪失の届出の遅延により不当に扶養手当の支給を受けたときは、既に支給を受けた不当の扶養手当は、直ちにこれを返還しなければならない。
- 15 前各項に定めるもののほか、扶養手当の支給については、給料支給の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第5条第1項中「条例第7条第1項」とあるのは「厚岸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年厚岸町条例第26号）附則第6項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第7条第1項」と、同条第2項、第4項から第6項及び第9項中「条例第7条第1項」とあるのは「読替え後の条例第7条第1項」とする。